

物 件 調 査 書

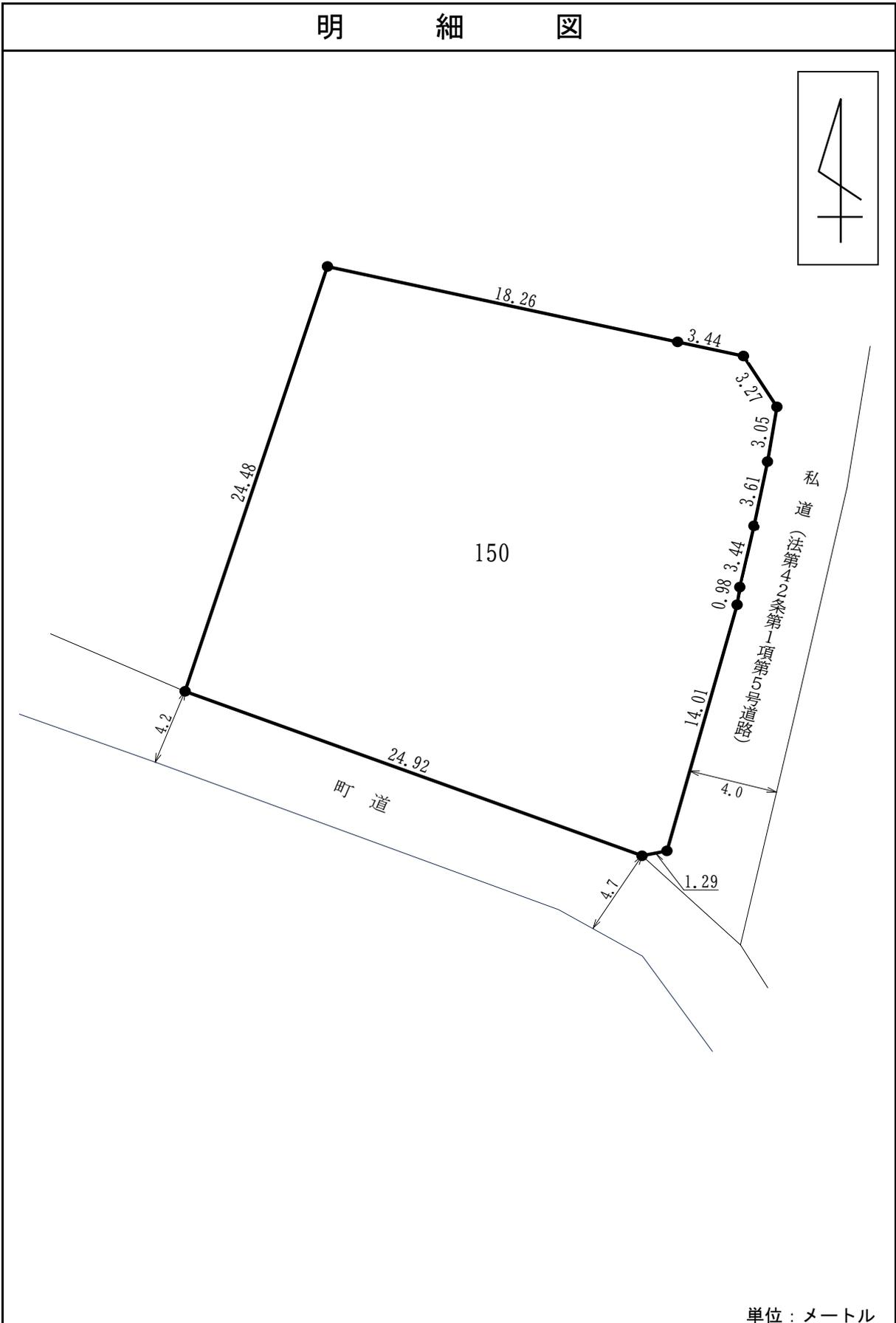
物件番号 **228**

所在地	福島県双葉郡富岡町大字本岡字関ノ前150				
住居表示	—				
現況地目 及び面積等	宅地	658.99㎡	工作物	—	
			立木竹	—	
登記簿	地番	150			
	地目	宅地			
	数量	658.99㎡			
記載事項	地番				
	地目				
	数量				
接面道路 の状況	南側	舗装町道	幅員約	4.2~4.7 m	(法第42条第1項1号道路)
	東側	舗装私道	幅員約	4.0 m	(法第42条第1項5号道路)
法令に基づく制限	建築基準法	都市計画区域内(非線引)			
		用途地域	指定なし		
		地域・地区	指定なし		
		建ぺい率	60%		
		容積率	200%		
		高度制限	指定なし		
	防火指定	指定なし			
その他	建築基準法第22条第1項(屋根性能) 宅地造成及び特定盛土等規制法第10条(宅地造成等工事規制区域) 景観法第16条(景観計画区域) 福島県建築基準法施行条例 福島県屋外広告物条例 福島県景観条例 富岡町特定用途建築物の建築に係る手続条例				
*別葉「補足説明事項」参照					
私道の負担等 に関する事項	私道負担	無	負担の内容		
	道路後退	有	負担の内容 下記参考事項欄のとおり		
供給処理 施設の概要	供給処理施設	配管等の状況		施設整備状況	施設整備の 特別負担の有無
	電気	接面道路配線	有	—	—
	公営水道	接面道路配管	有	—	無
	公共下水道	接面道路配管	有	—	無
	都市ガス	接面道路配管	無	未定	
交通機関	鉄道等	JR常磐線 富岡駅の北西方 約2.0km 徒歩26分			
	バス	新常磐交通 今村病院停留所の西方 約0.3km 徒歩4分			
公共施設	富岡町役場		富岡小学校		富岡中学校
参考事項	別紙を参照してください。				

※ 物件調査は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

- ・本地は南側町道のグレーチング部分からのみ乗入れが可能です。新たに乗入口を設置する場合等で、道路部分や隣接部分の工事を行う場合には、道路法第24条による道路管理者の承認及び所轄警察署の道路使用許可を受ける必要があります。なお、工事等費用は買受者負担となります（詳細については、富岡町役場都市整備課又は双葉警察署交通課までお問合せ下さい）。
- ・本地内にはコンクリート塊等の地下埋設物の存在が確認されています。売買契約の締結に当たっては、売買契約書の特約条項に含まれるため、契約不適合には該当しません（詳細については、福島財務事務所管財課までお問合せ下さい）。
- ・本地内南側のデリネーターは道路管理者が設置したものです。移設等の可否については、道路管理者との協議が必要となります（詳細については、富岡町役場都市整備課までお問合せ下さい）。
- ・本地において建物を建築する場合、本地は福島県建築基準法施行条例第3条(角地の建築制限)の指定する角地であることから当該角地の隅角をはさむ辺の長さ2メートルの二等辺三角形の部分に、または当該部分に突出して、建築物を建築し、又は擁壁その他の工作物を築造することはできません。そのため建物建築の際には、現況の南東側隅切り部分のコンクリート擁壁・ブロック塀の撤去が必要となりますが、工事費用等は買受者負担となります（詳細については、富岡町役場都市整備課及び相双建設事務所建築住宅課までお問合せ下さい）。
- ・上水道は、本地南側の公設管より引込済みです。また、私設管のため継続して使用する場合は名義変更手続きが必要となります（詳細については、双葉地方水道企業団施設課配水係までお問合せ下さい）。
- ・本地は公共下水道が分流式のため、雨水を道路側溝に排水できない場合は、浸透枳を設置し宅内処理する必要があります（詳細については、富岡町都市整備課下水道係までお問合せください）。
- ・本地は除染実施済みであり、除染土壌は搬出済みです。
- ・本地には進入防止のための柵が設置されています。

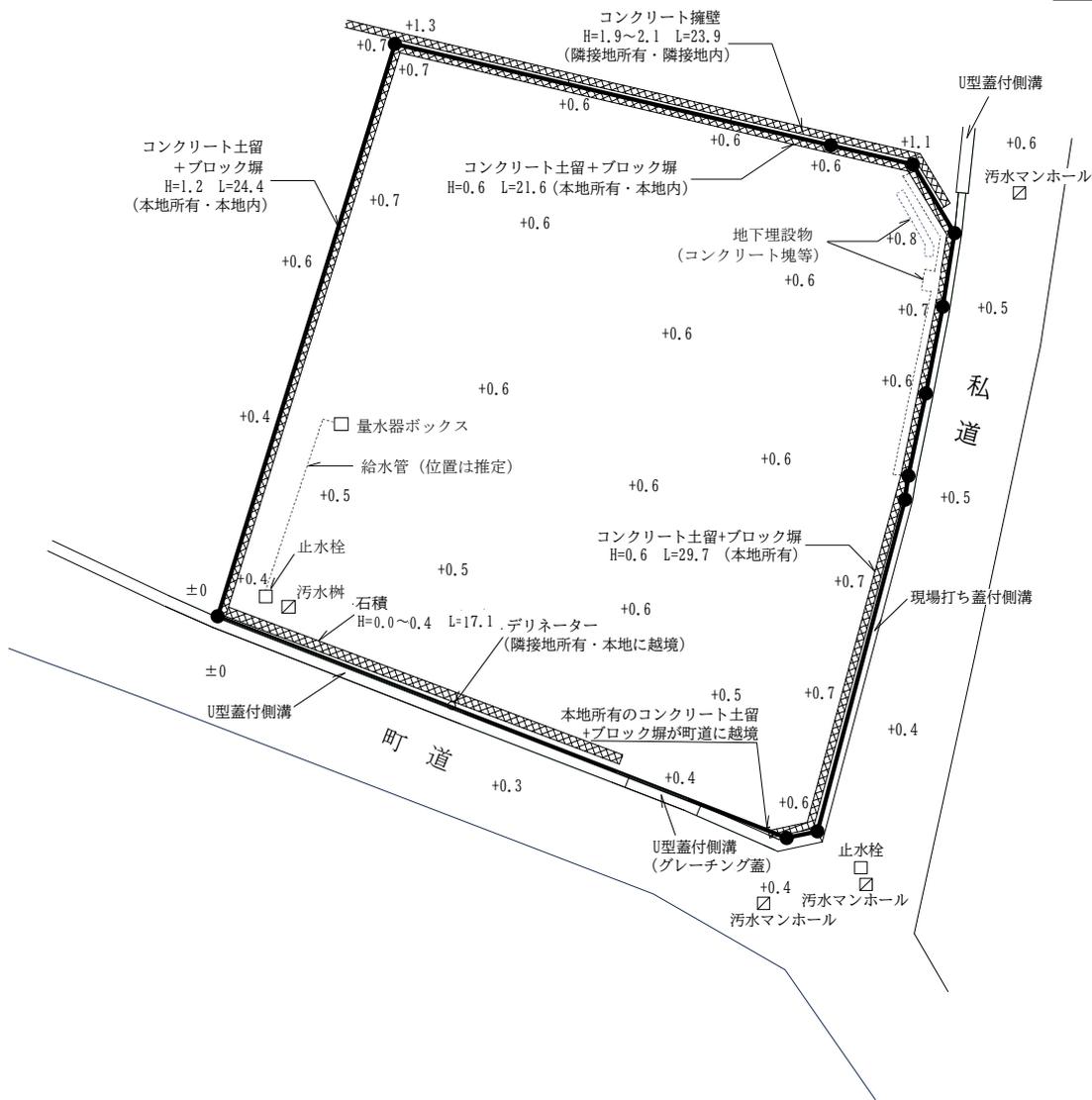
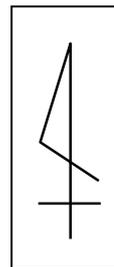
明 細 図



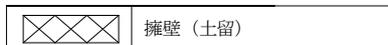
単位：メートル

※法令等に基づく区域指定線等については概略線であり、必ず入札参加者ご自身において関係機関にご照会下さい。

概要図



凡例



単位：メートル

※工作物や樹木の越境等については、極力概要図に記載しておりますが、現況と相違している場合、現況が優先します。物件は現況有姿の引渡しとなりますので、必ず入札参加者ご自身において現地等の調査確認を行って下さい。